

国家公務員共済組合連合会では、令和2年7月豪雨により被災された年金受給者の方（以下「○対象となる年金受給者の方」に該当する方）が提出する次の届書について、提出期限を令和2年12月28日まで延長することといたしましたので、届書に記載されている提出期限にかかわらず、遅くとも令和2年12月28日までにご提出いただきますようお願い申し上げます。

○ 対象となる年金受給者の方

令和2年7月3日から同年7月31日までの間において令和2年7月豪雨に伴う災害に際し、災害救助法が適用された市区町村の区域に住所があり、誕生日が7月1日から11月30日までの間にある方

○ 対象となる届書

- ・ 加給年金額対象者に係る届出
- ・ 身上報告書

※新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年7月31日までに、加給年金額対象者に係る届出・身上報告書のご提出をお願いした方（延長前の提出期限が令和2年2月末日から同年6月末日までにある受給権者の方）で、令和2年7月豪雨により被災された方におかれましても、令和2年12月28日までにご提出いただきますようお願いいたします。